

# JAみねのふるい

5月号



田中良典さん播種作業風景（4月22日 光珠内北）

■発行日/令和6年5月1日/No.1465号

■発行/峰延農業協同組合

〒079-0192 美唄市字峰延37番地

Tel 0126(67)2111 Fax 0126(67)2793

ホームページアドレス <http://www.ja-minenobu.or.jp/>

■編集/総務課 ■印刷/空知印刷株式会社

## 春まき小麦播種作業始まる

J A管内では4月上旬から春まき小麦の播種作業がスタートしました。

気温の寒暖差や水稻播種作業との競合もあり、地域によって播種作業時期にばらつきがあつたものの、4月中旬に最盛期を迎えました。

J A管内の今年の春まき小麦の作付面積は約245haの作付けが予定されております。

## 水稻播種作業始まる

J A管内では4月12日から水稻種子の播種作業がスタートしました。

管内でトップを切ったのは、美唄市峰延町で水稻を13.5ha作付けする(有)岩間ファームさんで前年より1日遅い開始時期となりました。

(有)岩間ファームさんは「ななつぼし」「ゆめぴりか」の2品種を

成苗ポット方式で栽培し、約6800枚分の播種作業を行いました。

(有)岩間ファームさんは「温度変化に注意し、良い苗質になるよう管理をしていきたい。」と話して

いました。

J A管内の今年の水稻作付面積は主食用と水田活用米穀も合わせて1,999haを計画しています。

## 青年部がレクで交流深める

J A峰延青年部は3月15日、青年部盟友と農協職員によるレクリエーションを開き、ボーリングと懇親会を行い、36名参加しました。

開催にあたり川端慶也部長は、「農作業が忙しい時期に入る前に、盟友同士や普段接する機会が少ない職員と親睦を深めて楽しく青年部活動を行ってほしい」と挨拶しました。



## 小林篤一翁顕彰公園の冬廻り撤去

4月16日、作業を委託した美唄市シルバー人材センターの作業員

3人によって小林篤一翁顕彰公園内の樹木の冬廻りを撤去しました。

石碑を冬季期間覆っていたブルーシートは、4月11日にJ A総務課が撤去しました。

これからは、季節の移り変わりに応じて、公園内の桜、ツツジ等と花が咲いていきます。ぜひ公園を訪れてみてください。



## JAの通帳、カードの紛失・盗難・不正な払戻しに気付いたときは

### ◎ 受付対象

- ① キャッシュカード・ローンカード ② 賀金通帳・賀金証書 ③ 印鑑

### ◎ JAの通帳、キャッシュカード等の紛失・盗難・不正な払戻しに気付いたときは

事故発生に伴い、賀金払戻即時停止措置を講じる必要があるため窓口への届出前に電話によるお客様からの事故連絡をお願いいたします。(電話連絡とは別に金融店舗に事故届の提出が必要になります。)

平日(9時~17時)は、**0126-67-2114**

(JAみねのぶ金融課賀金係)

平日17時~翌日9時・土日祝日は、**0120-944-904**

(JAバンク・キャッシュカード紛失共同受付センター)

\*フリーダイヤル24時間365日受付

(JAみねのぶ 金融課)



# 報徳

## 里を仁にする仕法 (後編)



村の人々の気持ちを正しくし、風紀を良くすることは、なかなか難しい事ではあるが、こちらが真心を以て接し、その村独自の方を見つければ、それほど難しい事ではない。まず、貧しさから脱却を図り、退廃の気持ちを元に戻すことから始めて、徐々に気持ちを平らにし、風紀を良くするのである。

ここに、戸数百戸の村があるとする。そのうち四十戸は、衣食住に不足ではなく、六十戸は困窮しているとすると、半数以上が困窮している訳であるから、この村では困窮を恥とは考えない。そうなると、税金を納めないと恥とし

十戸が衣食住に不自由しない村であると、四十戸は貧困であることには恥を感じる。恥を感じれば、義信を生じ、税の滞納を恥じ、借財を返さないのを恥じ、役務を怠るのを恥じ、乱暴な言葉遣いを恥じるようになる。こうなれば、法律は守られ、説教も届くようになるし、それよりも、皆が良く学ぶようになる。

丁度、棒の真中を吊り下げて、左右の釣り合いを取るようなものである。どちらかが少しでも重ければ、そちらに傾いていつてしまふ。貧しさが多ければ貧しい方に、豊かさが多ければ豊かな方に傾いていく。これを良く知ることが大事である。村中一軒残らず豊かに

特に人の心の面を重視しなければならない。それには、出精人や正直者を表彰し、厚く用いていくことを繰り返し行つて、何を考え、どのような行いをすることが望まれているのかを、誰でもわかるようになることである。その時、人々は恥を知る人となる。その傍らで、農業のための灌漑施設、生活環境である道路や橋、家、保管小屋などを整備していくば、村はたちまち仁の方向に進みだす。戸数の半分以上が仁を志すようになれば、それが急激に拡大し始めて、四、五年もかからずに仁の村となる。それはそれほど難しい事ではない。

なお、いかに良い方法を採用したとしても、村中一軒残らず貧乏から逃れられるということは無い。種々の原因で、貧乏から抜け出せないので困っているはずである。その数の割合が少なければ、それはそれとして認め、そこから抜け

ないし、借財を返さないのも恥とは思わない。また、役務も履行しない、暴言を吐いたり、乱暴なしやべり方も、何かも恥とは思わなくなる。この様になると、法律も役場の管理も行き届かなくなり、村中が、荒れ果てた状態になる。この状態では、説教などは通用しないから、普通の人では、どうやつて村を導いていけば良いか、わからなくなる。

視点を変えて、百戸のうち、六十戸が衣食住に不自由しない村であると、四十戸は貧困であることには恥を感じる。恥を感じれば、義信を生じ、税の滞納を恥じ、借財を返さないのを恥じ、役務を怠るのを恥じ、乱暴な言葉遣いを恥じるようになる。こうなれば、法律は守られ、説教も届くようになるし、それよりも、皆が良く学ぶようになる。

しようとしても、それはなかなかできない。だが、豊かな家の方が多くなれば良いと思えば、さほど難しくないと思える。それを狃る所以である。

村を仁にしようとする際には、特に人の心の面を重視しなければならない。それには、出精人や正直者を表彰し、厚く用いていくことを繰り返し行つて、何を考え、どのような行いをすることが望まれているのかを、誰でもわかるようになることである。その時、人々は恥を知る人となる。その傍らで、農業のための灌漑施設、生活環境である道路や橋、家、保管小屋などを整備していくば、村はたちまち仁の方向に進みだす。戸数の半分以上が仁を志すようになれば、それが急激に拡大し始めて、四、五年もかからずに仁の村となる。それはそれほど難しい事ではない。

出すための支援をしていくべきである。そのような時、せつかく学んできた論語の言葉などを、大いに活用していくべきである。  
(夜三九)

## JA共済にご契約の自動車が事故に遭われたときは

### ◎ 交通事故の受付は

平日(9時~17時)は、☎0126-67-2113 (JAみねのぶ金融課共済係)

平日17時~翌日9時・土日祝日は、☎0120-258-931 (JA共済事故受付センター)

\*フリーダイヤル24時間365日受付

交通事故の受付の際には、次のものをご用意願います。

- ・車検証
- ・自賠責証明書
- ・運転免許証

### ◎ 交通事故の際には、救急119・警察110もお忘れなく。

(JAみねのぶ 金融課)

## ～組合員資格等の確認について～

平素より、当JAの事業運営にご理解、ご協力、ご利用を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年2月に「農業協同組合等向けの総合的な監督指針」(農林水産省)が施行され、定期的な組合員資格の確認が義務付けられ、併せて当JAの定款第14条(資格変動の申出)により組合員資格に変動等があった場合は、その旨を届け出ていただることになっております。

つきましては、組合員資格・氏名・住所・電話番号などの当JA届出事項に変更・修正があった場合並びに出資金の相続手続きが生じた場合は、変更手続き等が必要となりますので、お手数ですが当JA総務課までお申し出いただきますようお願いいたします。

なお、現在の組合員資格については先般送付した「出資残高通知書・令和元年度出資配当金及び利用高配当金支払通知書」に記載されていますのでご確認ください。

### 【JAみねのぶの組合員資格条件(定款第12条の抜粋要約)】

#### =正組合員資格=

- 30ha以上の中耕作する農民で、その耕作する土地又は住所がこの組合の地区内にあるもの
- 1年のうち90日以上農業に従事する農民で、その住所がこの組合の地区内にあるもの
- 農業を営む法人(その常時使用する従業員数が300人を超えるか、かつ、その資本の額又は出資の総額が3億円を超える法人を除く。)であって、その事務所又はその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの

#### =准組合員資格=

- この組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の事業を利用することが適当であると認められるもの
- 勤務地が当組合の地区内にあり、資金の借入、貯金・定期積金、生産資材・生活物資の購入、共済加入のいずれかを継続して利用することが適当であると認められるもの
- 当組合の地区外に住所があり、生活物資の購入、生産する物資の運搬、加工、保管又は販売の事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受け、今後も継続して利用することが適当と認められるもの
- 当組合の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合
- 農事組合法人等この組合の地区内に住所を有する正組合員が主たる構成員となっている団体で協同組織のもとに当該構成員の共同の利益を増進することを目的とするもの
- 当組合又は当組合の地区内に住所を有する正組合員が主たる構成員又は出資者となっている団体で、当組合の施設を利用することが適当であると認められるもの

### 【JAみねのぶの地区(定款第3条の抜粋)】

美唄市のうち峰延、光珠内、豊葦、上美唄、岩見沢市のうち峰延町、岡山町、大願町、北村中小屋、三笠市のうち岡山、川内、達布

#### ◎正組合員から准組合員へ資格変更が必要となる方

耕作面積に異動があり、耕作する面積が30ha未満となり、さらに1年のうち農業に従事する日数が90日未満になった方

#### ◎准組合員から正組合員へ資格変更が必要となる方

1. 耕作面積に異動があり、現在の耕作する面積が30ha以上になる方
2. 耕作面積は30ha未満であるが、1年のうち農業に従事する日数が90日以上になる方

#### ◎組合員本人の死亡

相続による名義変更、もしくは脱退手続きが必要となります。

#### ◎その他、変更があった場合

1. 結婚等で姓が変わった方
2. 住所を変更された方
3. 電話番号を変更された方

### 【正組合員と准組合員のちがい】

JAには、正組合員のほか准組合員制度があり、農業者以外でも出資を払い込めば、准組合員としてJAに加入できます。准組合員はJAの各事業を正組合員と同じように利用することが出来ますが、総会での議決権などJAの運営に係る権利が認められていません。正組合員と准組合員の違いはこの点だけです。

近年は農家戸数の減少により正組合員が減少し准組合員が増加、さらに利便性から地域で准組合員として加入する方が増えて地域に密着した協同組合となっています。



## 交通安全情報No.2

令和6年4月15日

警察本部交通部

交通総合対策センター

ストップ・ザ・交通事故

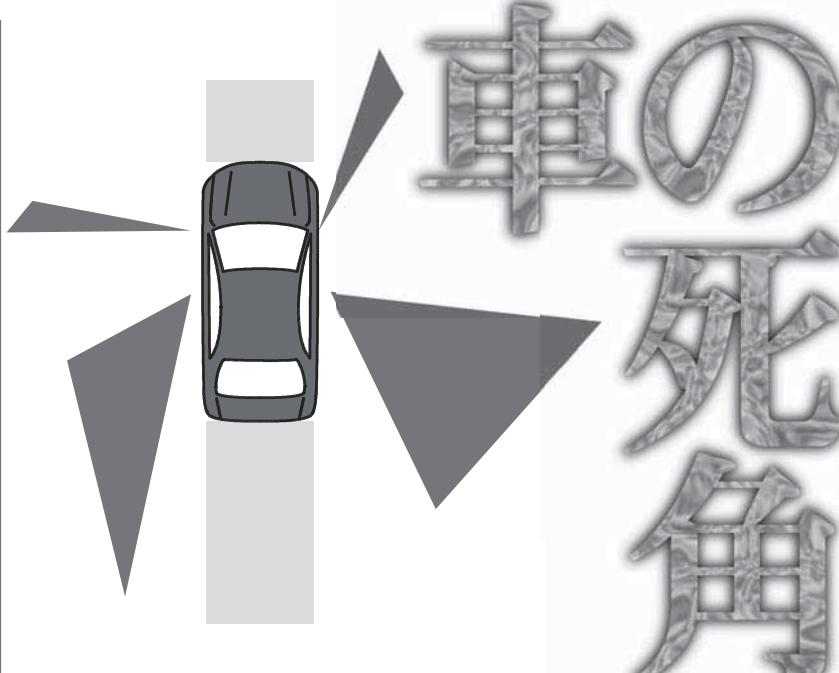
# こどもが被害者となる 死亡事故発生！



4月13日（土）午後5時25分ころ、岩見沢市内で車の発進時における交通事故が発生し、3歳の女の子が亡くなっています。

### ドライバーのみなさんへ

車体の影や車のピラー、  
によって必ず「死角」  
ができてしまいます。  
「見えているはず」と  
思っても、発進前には、必ず周囲の安全確  
認を徹底しましょう。



- • 死角となる場所
- • 低いものが死角となる場所

※ 車によって死角の範囲は異なります  
利用する車の死角を知りましょう！

**北海道交通事故死者数16人（昨年比-7人）【4月14日現在】**